

## コスモでんき【個人向け低圧】重要事項説明書

### 1. ご契約前のご確認

- ・引越し先でのご利用等、現在契約中の電気契約がない場所での申込みの場合は、ご希望の供給開始日の 5 営業日前までにお申し込み下さい。
- ・現在ご契約中の小売電気事業者から切り替えて当社とご契約いただく場合には、ご契約中の電力会社の解約にともなうお支払い、ポイントの失効、再度同じプランでの契約できなくなる等の可能性がございますのでご注意ください。
- ・オール電化メニューについて、北海道電力：e タイム 3 プラス、東北電力：よりそう+スマートタイム、東京電力：スマートライフ S または L、中部電力：スマートライフプラン、北陸電力：くつろぎナイトプラン 12、関西電力：はぴ e タイム R、中国電力：電化 style コース、四国電力：電化 e プラン、九州電力：電化でナイトセレクト 22 以外のオール電化プランからの申込受付は出来ませんので、ご注意ください。

### 2. ご契約内容の確認

- ・コスモ石油マーケティング株式会社（以下「当社」といいます。）がご契約を取次ぎする「コスモでんき」の電気の供給は、当社グループ会社で小売電気事業者であるコスモエネルギーソリューションズ株式会社（小売電気事業者登録番号：A0035。以下「コスモでんき小売電気事業者」といいます。）が行います。なお、代理店が代理または媒介を行うことがあります。
- ・お客さまが新たにご契約をご希望される場合には、あらかじめ当社の電気需給約款【個人向け低圧】（以下「需給約款」といいます。）、電気料金種別定義書（以下、あわせて「需給約款等」といいます。）、一般送配電事業者の託送供給等約款および個人情報保護方針等を遵守していただくことをご承認のうえ、原則として当社 WEB サイトからお申込みをしていただきます。
- ・需給契約は、お客さまからの申し込みを受け当社およびコスモでんき小売電気事業者が承諾したときに成立します。
- ・需給開始日は、所定の手続きが完了した後に改めてインターネットによる方法にてお知らせいたします。
- ・コスモでんき小売電気事業者は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。（供給電圧 100V／200V／100V および 200V）
- ・周波数は 50Hz または 60Hz とします。
- ・契約電流または契約容量は、需給約款等の定めにもとづき、原則として次のいずれかにより決定します。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。

#### <従量電灯>

##### ① 北海道・東北・東京・中部・北陸・九州電力エリアの場合

(a) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。

(b) 契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。

##### ② 関西・中国・四国電力エリア

当プランは使用する最大需要容量が 6kVA 未満のお客さまが対象となります。

#### <オール電化>

##### ① 北海道電力エリアの場合

(a) 契約容量は、50 キロボルトアンペア未満であることとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。

② 東北電力エリアの場合

契約電力または契約容量は、原則として、お客様の申出にもとづき、次の(a)、(b)のいずれかにより定めます。

(a) その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値

(b) 契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値

③ 東京電力エリアの場合

(a) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であることとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。

(b) 50 キロボルトアンペア未満であることとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

④ 中部電力エリアの場合

(a) 50 キロボルトアンペア未満であることとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

⑤ 北陸電力エリアの場合

(a) 50 キロボルトアンペア未満であることとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

⑥ 関西・中国・四国電力エリアの場合

(a) 各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

⑦ 九州電力エリアの場合

(a) 各月の契約電力はその 1 月の最大使用電力と前月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。

・契約期間は原則として、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。契約期間満了に先立って、当社またはお客さまのいずれから、需給契約の終了または変更の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

3. ご利用料金およびご請求について

・月々の電気料金は、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額を加算または差し引いて算定）」の合計に「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加え、コスモでんきスタンダード・コスモでんきスタンダード（オール電化）・コスモでんきグリーン・コスモでんきグリーン（オール電化）については「割引料金」を引いた料金といたします。ご契約いただく契約種別ごとの「基本料金」「電力量料金」等、料金のご案内は下記よりご確認ください。

コスモでんきスタンダード

<https://www.cosmo-denki.com/personal/standard/calculation.html#price>

コスモでんきグリーン

<https://www.cosmo-denki.com/personal/green/calculation.html>

コスモでんきポイントプラス

[https://www.cosmo-denki.com/personal/point/about.html#anc\\_fifth](https://www.cosmo-denki.com/personal/point/about.html#anc_fifth)

コスモでんきセレクト

[https://www.cosmo-denki.com/personal/select/about.html#anc\\_fifth](https://www.cosmo-denki.com/personal/select/about.html#anc_fifth)

コスモでんきスタンダード・グリーン・ポイントプラス・セレクト（オール電化）

[https://www.cosmo-denki.com/all\\_d\\_plan/price.html](https://www.cosmo-denki.com/all_d_plan/price.html)

- ・料金の算定期間は、原則、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。
- ・使用電力量は、原則として、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、その値をもとに料金の算定期間を「1 月」として電気料金を計算いたします。
- ・料金については毎月、工事費負担金等相当額その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じてお支払いいただきます。なお、当社が指定した金融機関を通じて行う場合は、原則、お支払いは当社が指定するクレジットカード、またはお客さまが指定される口座からの振り替えによるお支払いとなります。
- ・当社が払込票を発行する場合は、1 通につき、郵送費、金融機関への振り込み手数料等の実費相当の手数料として 345 円（税抜）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- ・検針スケジュールその他の都合により 2 ヶ月分の電気料金をご請求されることがございます。
- ・請求額、使用量等は原則、当社 WEB サイト上のお客さまページにてご確認ください。
- ・需給開始等にもとない工事費負担金等が発生した場合は、一般送配電事業者からコスモでんき小売電気事業者が請求された実費相当額をお客さまにご請求いたします。
- ・お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者からコスモでんき小売電気事業者が請求された金額についても同様に、お客さまへ請求いたします。

#### 4. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・お客さまが契約の変更を希望される場合は、原則として当社 WEB サイト上のお客さまページまたはコスモでんきお客さまセンターへのお電話にてお申込みをしていただきます。また、解約を希望される場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社 WEB サイト上のお客さまページまたはコスモでんきお客さまセンターまでご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の検針日から 1 年目の日が属する月の検針日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

#### 5. 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

- ・電気の需給にあたり、一般送配電事業者が託送供給等約款にもとづく業務遂行上必要と認める場合等において、当社、コスモでんき小売電気事業者もしくは一般送配電事業者またはそれらの業務委託先は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- ・次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。
  - ① お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

#### 6. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等により当社が必要と判断した場合には、需給約款等を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。
- ・当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または調達費用等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。
  - ① 当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社 WEB サイト上のお客さま

のページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。

② お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の 30 日前までに、当社に対してその旨を通知することで需給契約を解除することができます。この場合には、需給契約は需給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了します。

③ ②に定める期限までに、お客さまより通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金を承諾したものとみなし、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします

- ・支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の需給約款等に違反した場合など、需給約款に定める解除事由に該当した場合には、当社から需給契約を解約することがあります。
- ・お客さまが需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合等には、当社は需給契約を終了することがあります。
- ・当社が取次ぎ事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより取次ぎ事業を廃止することがあります。この場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものといたします。
- ・ご提供エリア外へのお引越しの場合は、解約となります。

#### 7. 取り扱いエリア内での引越しの場合にご注意いただきたい点について

- ・お客さまの電気メーターを特定できない場合、ご使用場所の契約容量等を特定できない場合には、お引越しまでのお日にちが近い場合等、ご希望の使用開始日までに手続きが完了しない場合がございます。

#### 8. コスモでんきグリーンについて

- ・コスモでんきグリーンは、コスモでんき小売電気事業者が、すべてのコスモでんきグリーンのお客さまの年間使用電力量以上に相当する再生可能エネルギー由来の非化石証書を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%の CO<sub>2</sub>フリー電気の調達を実現し、CO<sub>2</sub>排出係数を 0 とする予定の料金メニューです。ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は、環境省・経済産業省による電気事業者別排出係数におけるメニュー別排出係数の公表をもって報告するものとします。なお、当社の電源構成、メニュー別排出係数のうち、コスモでんきグリーンに該当する排出係数については、当社 WEB サイト等でご案内します。
- ・非化石証書とは、非化石エネルギー源に由来する電気の環境価値を有し、小売電気事業者が調達してお客さまに提供することにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減が認められているものです。

#### 9. コスモでんきポイントプラスについて

- ・当社は、お客さまから毎月の電気料金のお支払いが確実となった後、毎月の電気料金に応じて、付与時点の d アカウントに対し、d ポイントを計算し、その結果を株式会社 NTT ドコモに提供します。当社から提供された情報に基づき、株式会社 NTT ドコモからお客さまに d ポイントが付与されます。なお、原則として電気料金確定の翌月末までに付与されるものとします。
- ・ポイントの付与を受けるには、d アカウントおよび d ポイントクラブの会員資格を保有している必要があります。お客さまは、当社お客さまページ（マイページ）にて d アカウントの ID とパスワードを入力する必要があります。お客さまが当社お客さまページ（マイページ）にて d アカウントの ID とパスワードを入力しない場合、d ポイントは付与されません。
- ・お客さまに付与される d ポイントは、毎月の電気料金のうち燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「ポイント対象電気料金」といいます。）に応じて、本件ポイント対象電気料金に下表の付与率（以下「付与率」といいます。）を乗じて計算いたします。なお、計算結果については、1 円を 1 ポイントと読み替えることとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

<従量電灯>

| ポイント対象電気料金   | 付与率 |
|--------------|-----|
| 5, 0 0 0 円未満 | 1%  |

|                  |    |
|------------------|----|
| 5,000円以上8,000円未満 | 3% |
| 8,000円以上         | 5% |

<オール電化>

| ポイント対象電気料金         | 付与率 |
|--------------------|-----|
| 10,000円未満          | 1%  |
| 10,000円以上16,000円未満 | 3%  |
| 16,000円以上          | 5%  |

- ・お客さまに付与された d ポイントは、株式会社 NTT ドコモが提供する d ポイントクラブ会員の WEB サイトにてご確認ください。
- ・d アカウントの登録が適切に行われなかった場合、電気料金をお支払いいただけなかった場合等の場合、d ポイントは付与されません。  
 なお、d ポイントが付与されない場合であっても、解除等によりコスモでんきポイントプラスの契約が解消されない限り、コスモでんきポイントプラスの契約は継続されます。また株式会社 NTT ドコモの定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約の変更等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じて、当社はその責めを負いません。
- ・d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントの内容に関する事項は、別途株式会社 NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づくものとします。

10. コスモでんきセレクト～Lemino プレミアムコース～について

- ・コスモでんきセレクト～Lemino プレミアムコース～は、当社が株式会社 NTT ドコモが提供する動画サービス「Lemino プレミアム」の月額料金を負担するプランです。
- ・Lemino プレミアムの設定は供給開始予定日に E メールおよび SMS にてお送りする当社お客さまページ（マイページ）より行っていただきます。Lemino プレミアムを設定した後、一定の有効期限が満了した場合、再度、当社お客さまページ（マイページ）より設定する必要があります。  
 なお Lemino プレミアムの視聴には d アカウントの登録が必要となります。
- ・d アカウントの登録も含め当社お客さまページ（マイページ）以外の経路で設定した場合、Lemino プレミアムの月額料金が発生する場合がございます。
- ・初回に設定した d アカウントは変更できず、初回に設定した d アカウント以外の d アカウントで Lemino プレミアムを視聴された場合も月額料金が発生します。
- ・既に Lemino プレミアムのご契約をされていて既契約分の解約をしていない場合、既契約分の料金はお客さまに継続して課金されます。
- ・Lemino プレミアムには、個別課金コンテンツがございます。個別課金コンテンツのご利用はお客さま負担となります。
- ・インターネット接続等の通信費はお客さま負担となります。
- ・電気需給契約が解約となった場合や当社の他のプラン/コースに変更となった場合は、他の d アカウントでの契約がある場合を除き Lemino プレミアムの視聴ができなくなります。
- ・当社お客さまページ（マイページ）からの Lemino プレミアムの登録と他の設定方法による登録で視聴できるコンテンツが一部異なります。
- ・d アカウントの失効や Lemino プレミアムを解約した場合は Lemino プレミアムの視聴ができなくなります。
- ・株式会社 NTT ドコモの定める d アカウント規約および Lemino プレミアムご利用規約、コスモでんきセレクト Lemino プレミアムコース向け Lemino プレミアム特約に定める要件を満たさない場合、Lemino プレミアムの視聴ができなくなります。
- ・Lemino プレミアムが視聴できない場合であっても、解除等によりコスモでんきセレクト～Lemino プレミアムコース～の契約が解消され

ない限り、本定義書の契約は継続されます。また、上記免責事項および株式会社 NTT ドコモの定める d アカウント規約および Lemino プレミアムご利用規約、コスモでんきセレクト Lemino プレミアムコース向け Lemino プレミアム特約の変更等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

- ・Lemino プレミアムに関する事項は、別途株式会社 NTT ドコモが定める Lemino プレミアムご利用規約、コスモでんきセレクト Lemino プレミアムコース向け Lemino プレミアム特約に基づくものとします。

#### 11. コスモでんきセレクト～dマガジンコース～について

- ・コスモでんきセレクト～d マガジンコース～は、当社が株式会社 NTT ドコモが提供する電子雑誌配信サービス「d マガジン」の月額料金を負担するプランです。
- ・当社は、電気料金の適用開始の日以降 1 年目の日までに以下のいずれかの事由にて解約となった場合、原則として、2,000 円をお客さまより申し受けます。
  - ①お客さまが契約期間中に当社との電気需給契約を解除される場合
  - ②当社がお客さまとの電気需給契約を解除する場合
  - ③お客さまが当社の他の契約種別へ変更する場合
- ・d マガジンの設定は供給開始予定日に E メールおよび SMS にてお送りする当社お客さまページ（マイページ）より行っていただきます。  
なお d マガジンの閲覧にはスマートフォン端末およびタブレット端末にて株式会社 NTT ドコモが提供する専用アプリをインストールし、12 桁のコードをお客さまで入力する必要があります。また、コードの有効期限が満了した場合、再度、当社お客さまページ（マイページ）より新しく発行された 12 桁のコードをお客さまで確認し入力する必要があります。
- ・当社お客さまページ（マイページ）以外の経路で設定した場合、d マガジンの月額料金が発生する場合がございます。
- ・d マガジンアプリのログアウト等をした場合に、再度コードを利用する場合はお客さま自身でコードを再入力する必要があります。
- ・既に d マガジンのご契約をされていて既契約分の解約をしていない場合、既契約分の d マガジンの料金はお客さまに継続して課金されます。
- ・本定義書における配信雑誌数は、一般の d マガジンとは異なり d マガジン for Biz の配信雑誌数と同様となります。
- ・インターネット接続等の通信費はお客さま負担となります。
- ・株式会社 NTT ドコモの定めるコスモでんき用 d マガジンご利用規約に定める要件を満たさない場合、d マガジンの閲覧ができなくなります。
- ・d マガジンが閲覧できない場合であっても、解除等によりコスモでんきセレクト～d マガジンコース～の契約が解消されない限り、電気需給契約は継続されます。また、上記および株式会社 NTT ドコモの定めるコスモでんき用 d マガジンご利用規約の変更等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。
- ・d マガジンに関する事項は、別途株式会社 NTT ドコモが定めるコスモでんき用 d マガジンご利用規約に基づくものとします。

#### 12. その他

- ・お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- ・本重要事項説明書に記載のない事項については、需給約款等によるものといたします。
- ・需給約款等や需給契約の変更または更新にともない、当社が、変更等の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更等前の書面交付を行なう場合、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更等をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

- ② 契約変更等後の書面交付を行なう場合には、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ないコスモでんき小売事業者および当社の名称ならびに住所、お客さまとの契約年月日、当該変更等をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

・当社は、お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合などには、需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者等に提供することがあります。

●小売電気事業者

コスモエネルギーソリューションズ株式会社（小売電気事業者登録番号：A0035）

●問い合わせ先

コスモでんきお客さまセンター

0120-530-155

受付時間 平日、土 9:00～18:00／日祝日・夏期休暇・年末年始除く

●取次事業者

コスモ石油マーケティング株式会社

●問い合わせ先

コスモでんきお客さまセンター

0120-530-155

受付時間 平日、土 9:00～18:00／日祝日・夏期休暇・年末年始除く